

## 原発メーカー訴訟・訴訟の会」の会計正常化を求める活動の報告

始めに

2016年10月23日の第一回原告団総会で可決された第三号議案に基づき訴訟の会に対し以下の会計正常化を求める活動を行いました。  
結論から申し上げますと、訴訟の会の総会での決着を試みましたが「原告団に参加した原告は会員除名」という先方の事務局権限を逸脱した判断で出席できず、これ以上ない公の場である訴訟の会・総会で会計の不明点を明らかにすることができませんでした。申し訳ございません。次に今後の対応を委託している弁護士に数回にわたり相談したのですが訴訟の会の事務局が総会の運営一つとってみても非民主的であり運営役員たちの「善良な管理者の注意義務違反」は明らかで【原告団に参加した原告の除名取り消し】と【目的外使用してしまったメーカー訴訟の為の活動資金の返還を求める】訴訟を起こす根拠は十分との判断なのですが決して簡単な訴訟では無く訴訟費用も高額になり勝訴しても再度、返還させる為の訴訟を起こす必要が出てくるとの判断で世話人会で何回か話し合ったのですが訴訟は断念すると結論に至りました。  
なお、この件に関しての経緯／争点について、「原発メーカー訴訟の会」前・現事務局長の崔勝久氏、朴鐘碩氏が島昭宏弁護士共同代表を訴えた裁判の判決文がこの間の状況に公平な判断をしており、それを別紙にまとめ、同封していますのでそちらもお読みいただけますようお願い致します。  
それでは以下、会計正常化活動の推移です。

<会計正常化活動の推移 2016/2～2017/10>

- ①2015年2月21日 第三回訴訟の会・総会において、事前に「議案書+委任状」を郵送していない点等、総会運営や活動報告、会計報告等に多数の異議が出たが問題点が置き去りにされたままになった。
- ②訴訟の会が原告全員を代表しておらず(退会した原告が数十名存在する)訴訟費用を管理する資格がない点及び事務局の運営が信頼に欠ける為、世話人会として、これ以上目的外使用の支出を増やさない為に①「訴訟の会」名義口座残金を含む「訴訟の会」が管理する金員の現時点での支出停止、②「訴訟の会」管理金の本訴訟弁護団への引渡し③「訴訟の会」の会計資料一切の原本もしくは写しの本訴訟弁護団への引渡し、④「訴訟の会」管理金のこれまでの収支に関する本訴訟との関連性を説明いただく。  
以上4点の方針を決め示談交渉の代理人として久保田弁護士を立て  
2016年2月13日の第四回総会で話し合ってもらえることを意図して急遽、2月10日に【連絡書】を送る。  
しかし、4点について総会で諮られることもなく(議事録に記載なし)  
2016年2月19日に一週間回答延期の文書到着。  
2016年2月24日に4点全て対応拒否及び適切に管理されていないという支出を具体的に指摘してほしい旨の回答文書到着。  
  
訴訟の会・事務局は何を勘違いしているのか弁護団が久保田弁護士を雇って無理難題を吹っかけてきたと捉えたようですが弁護団は4000人の原告から訴訟を委任され、その任務を遂行しているだけで会計正常化を主体的に進めているのは【訴訟の会を退会した原告】と【退会していない原告】で構成している世話人会です。  
  
又、第四回総会も第三回と同様に2016/1/15に会報2号を全国の原告に郵送しているのに【会計報告を含む議案書+委任状】を同封せず  
長文の6種の議案が当日配られ、内容を十分に吟味できる時間が無い中、審議不十分なままで採決していくという進行で尚且つ47名がパソコン経由で参加した事になっているが議事録を見る限り出欠確認されていない等、総会の体をなしておらず第三回と同様に多数の疑問の残る総会になっています。
- ③2016年2月24日の対応拒否を受け  
2016年3月9日に訴訟を視野に入れた対応をすべく  
国内原告全員1260名を対象にハガキにて会計正常化に関するご意見を伺うアンケート調査を実施。  
489名の方から回答をいただき255名の方から正常化活動に賛同いただき102名の方からは訴訟するなら原告になるとの回答をいただきました。
- ④訴訟の為にいただいたカンパを会計正常化の為に使用出来ないという事で  
2016年5月より9月まで会計正常化の為の費用のカンパをお願いし156件539,800円をいただきました。
- ⑤2016年5月18日 アンケート結果を添付し2月24日の回答に従い具体的に不明点を指摘すると共に、支出の停止と第四回総会で報告された会計報告(201411-201510)の詳細を開示するよう、連絡書を送付。  
2016年5月31日 指摘された不明点への回答は会った時に答える、会計資料も開示するとの回答有り。
- ⑥2016年6月7日 計画されているカナダでの国際連帯活動はとて必要さが認められないとの判断で再度支出停止を求める文面を付加し会計資料開示の場所・日時連絡文書を発行。
- ⑦2016年6月16日 弁護士会館にて会計資料の開示を受けるが、いくつかの問題点有り。  
会計担当の松本氏は1万円/月の費用で会計業務を請け負っているとの事が市民運動の会計としては問題だが会計報告を月次で行っていない事も問題。(この点を質問したら年会費制なので年報告で良いとの理解不能な答え)  
会計監査が行われ、総会で会計報告されている期間なのに領収書が無い支出有り。  
活動内容と支出がリンクした資料がなく適正な支出か判断できない物がある。

- ⑧7月15日 不明点や不足資料についてExcelシートに整理しメールで問合せ。
- ⑨7月17日 資料準備に時間が必要。8月末まで回答待ってくれとの返信有り。
- ⑩7月21日 2016年1月に会計監査済みの期間についての確認ですので7月末までに回答ほしい旨の督促メール発信。
- ⑪7月21日 7月末の回答は無理。前任の会計担当が処理していた期間分(2014/11-2015/1)は会計前任者に確認してくれという無責任な返信メールあり。
- ⑫7月22日 再度の督促メール。
- ⑬7月22日 7月末の回答は無理だが、できるだけ急ぎます。との回答メールあり。
- ⑭8月15日 ようやく質問への回答と追加開示資料が14個の添付ファイルで到着。  
追加でいただいた領収書を見るとやはり交通費の支出が実費精算ではないようで曖昧さが目立つ。

例①2015/8/31付けで崔氏記載の領収書2枚 大阪・福岡交通に宿泊代60,210円 大阪・福岡交通費250,000円  
第四回総会での活動報告書と付合せると8/22に大阪・南YMCA と 8/24福岡国際キリスト協会で  
「訴訟の会」活動・経過報告と崔前事務局長米国活動報告との記載あり。  
どこに宿泊し、どこからどこへ、どんな交通手段で移動したら31万円もかかるのか？  
情報が無く検証できず。(宿泊先の領収書無し、利用機関、移動駅の情報なし)  
崔前事務局長から報告を受けた方々はこの報告行動に31万円の費用が発生したことをご存じなのだろうか？

例②2015/12/4付けで崔氏記載の領収書 大阪・福岡交通費80,000円  
12/1に崔氏より5日の大阪19日の九州行きの費用 3万プラス5万円の8万円をおねがいしますとのメール。  
それが12/3に支出とのメモ書き付きで領収書に添付されていた。  
第四回総会での活動報告と付合せると12/5大阪、12/19福岡で学習会有り、それに参加したと思われる。  
しかし利用機関と移動駅の記載が無い為、金額が適正かどうかの判断できず。  
また学習会開催のチラシ等が添付されておらず  
(主催者情報、参加者募集方法、会場費、参加費、参加人数等)  
発生した費用が適正かどうか精査ができない。

例③2016/2/27発行の4名の方が記載した領収書4枚 2枚は学習会講師への謝礼。  
崔前事務局長に大阪交通費として3万円 金氏には大阪/福岡交通費として  
2万円が支払われているが利用機関と移動駅の記載無い為  
金額が適正かどうかの判断できず。なお今回お願いしたのは  
第四回総会で会計報告された2014/11-2015/10の会計資料開示でありこれは対象外でした。

- ⑮ 訴訟の会の会報3号の2ページには  
「6月16日に会計情報を公開し7月25日に質問を受け8月15日に懇切丁寧な回答をした。」と記載されていますが、  
実際には、上記⑧～⑭の経緯です。会計監査をして総会で報告している期間に対する質問なのに  
7月15日に質問し数回の督促をして漸く1ヶ月後に回答が着たのが事実です。  
回答も「前任の会計担当者に確認願います」が多数あるなど懇切丁寧とは程遠い不誠実な内容でした。  
「前任の会計担当者に聞いてくれ！」以外の回答についても納得できるものが少ないのですが  
今回の回答を見ると再質問しても水掛け論で終わる可能性が高いと思われるが、かと言ってこのままでは埒があかず、  
ここは適正な支出かどうかの判断を総会等の公の場でできるだけ多くの原告の方に判断いただけたらと考えました。  
又、訴訟の会の会報3号の2ページで  
「事務局からの回答が原告団弁護団通信に掲載されない。返答無しと記載している」と  
強く訴えています、  
原告団弁護団通信には会計不明点を質問していることも、その回答が無いとも記載した事実はありませんし、  
訴訟の会・会員の皆さんも知りたいと思われる【会計不明点の質問とその回答】ですから  
事務局の責務として訴訟の会の会報3号に記載するか別紙として**会報送付**に同封すべきだったのではないのでしょうか？  
訴訟の会・事務局は会報3号に懇切丁寧に回答したと書くだけで、その内容を会員には知らせない方針のようなので  
こちらから8月15日の訴訟の会の回答書に世話人会の見解を追記した物をこの報告書の最後に添付します。ご一読願います。

- ⑯7月13日 判決の後の報告集会での原告の皆様のご意見や久保田弁護士のアドバイスもあり  
訴訟の会の受け皿になれるよう原告団結成を決定し7月23日発行の原告団・弁護団通信8号で素案を提示しました。

- ⑰10月23日 原告団設立総会実施。  
第三号議案【原発メーカー訴訟の会が不正使用した金員も含め管理する金員を私たち原告団へ移管する事を要求すること】が  
可決されました。

- ⑱12月15日 第三号議案に基づき訴訟の会に対して総会の開催を求めると共に  
①訴訟の会の管理金の使途に関する責任追及の件。  
②訴訟の会の管理金を原告団に引渡す件。を総会の議題にするよう求める「通知書」を送付しました。

- ⑲12月28日 訴訟の会より回答あり。  
議案提案①②とも  
会計不明点の質問に8月15日に回答したがそれに対する返事が全くなかったため、了解したものとして処理した。  
よって二つの議題提案は受け入れられない、との事だが議題にしない理由になっていない。  
なおかつ原告団に参加した原告は訴訟の会を脱退・決別を宣言したものと理解し訴訟の会から除名するので  
次回総会への参加を認めない、との事。

⑩訴訟を含めた対応策を協議

\*1月15日 訴訟の会が会報3号発行 総会議案書とは書かれていないが総会で諮られる事柄が記載されている。

⑪1月17日 訴訟の会へ以下の内容の通知書を送る。

議案提案を受け入れない理由内容が根拠になっていない事。

訴訟の会の規約によると事務局には会員を除名する権限が無い事。

委任状を認めない事の不合理性とスカイプ参加を認める不合理性を指摘。

⑫1月22日 崔初代事務局長のブログに訴訟の会退会者のリストを掲載しただけでなく

世話人会メンバー3名の住所、氏名、電話番号を掲載したことに対し抗議文(通知書)を発送。

⑬2月4日 訴訟の会・総会へ世話人会代表が足を運び参加を申し入れたが拒否される。

⑭2月14日 総会参加拒否に関する質問書(通知書)を内容証明郵便にて送付。

⑮3月9日 2月14日の質問に対する回答督促文を送付

⑯3月11日 事務局より以下の回答メールあり。

除名理由は総会当日世話人会メンバーに長時間かけて伝えた。

他の質問については部外者に回答する義務なし。

是をもって最終回答とする、との内容でした。

⑰3月27日-10月 訴訟の検討。久保田弁護士に訴状案を何種か作成いただき

必要な費用の見積もりもいただき長期間検討を重ねましたが訴訟は断念するとの結論に至りました。

しかし第五回総会を始め全ての総会はその運用/進行において瑕疵が多く総会として認められず、との判断は

変わりませんので総会で可決した議案も認められません。従って原告団に所属しても自ら訴訟の会を退会しない限り

訴訟の会・会員です。そもそも両方に所属して原発メーカー訴訟を戦うと何か不都合がありますか？

前・現事務局においては特に【訴訟の為にいただいた資金】の使い道について

猛省いただき過去の支出を自主的に精査し【目的外使用した金額】を訴訟の会の会計に返納する事を強く望みます。

終わりに

2014年春頃より崔初代事務局長の「メーカー訴訟外の主張を主にした言論活動」が日を追って強くなり当時原告団副団長の立場でもあった弁護団長の島弁護士が苦言を呈した所から自身の人気ブログやメーカー訴訟のMLやHPやFBで島弁護士に対する執拗な誹謗中傷が始まりました。その後も攻撃の手はやまず弁護士会への2回にわたる懲戒請求や損害賠償請求の訴訟を起こす始末でいずれも訴えは認められませんでした。それがそれほどまでに島弁護士が弁護団長として弁護士として失格者だと判断したのなら事務局の役目として(十数名しか出席しない総会ではなく) ハガキ等で、できるだけ多くの原告の皆さんの意見を集約し賛同が得られたなら弁護団長を解任すれば済んだ話で(原告の総意であるなら弁護団も同意する)、客商売であり世間的立場の弱い若手弁護士の悪評をネット上にばらまき続ける初代事務局長や現事務局長らの手法は卑怯であり常軌を逸しています。島弁護士に委任し原発メーカー訴訟を続けている多くの原告に対する裏切り行為であると考えます。

さらに申し上げれば「原告は雇い主、弁護士が原告を選ぶなんてことは絶対に有りえない不当だ」という事務局長らの主張は、無償で参加している弁護団は原告と同じく被告と闘う主体あるこの訴訟には当てはまりませんし

信頼していただけない方との代理人契約は維持できないと考えることは自然ではないでしょうか？

現在、島弁護士が崔初代事務局長と朴現事務局長に対して名誉棄損の訴訟を起こしていますが

これが崔初代事務局長が自身の人気ブログや本人訴訟団のFB(もとは訴訟の会FBだった)等で頻繁に訴えている

【典型的なスラップ訴訟】ではなく、営業妨害ともとれる一連の嫌がらせ行動への止むを得ない対応手段であることをご理解いただけますようお願い致します。

また2014年にMLで盛んに展開されたマルチイシュー論とやらは結局、

2017年2月4日の五回総会では訴訟資金残110万円(累計では約500万円が)の多くを国際連帯やら他の活動との連帯に費やし挙句に【活動の停止(凍結)】する議案が、賛成多数で可決される結果に至っています。控訴審が間もなく始まるという時期に

【活動停止を提案する事務局】も異常ですし、それを【可決してしまう総会(議事録には反対意見記録無し)】が、

多くの原告の意思を全く反映していない事は明らかで、その異常さが際立ちます。会計正常化を求める原告団は、会計の不明点を明らかにすべく事前に書面での申し入れを行い、多数の委任状を持って原告団代表が総会出席を試みましたが

拒絶されてしまいました。

原告団への訴訟費用の引渡しを求めた途端の資金を使いつ切ったの活動停止は詐欺師グループの計画倒産を思わせませぬ。

訴訟の会は活動停止(凍結)ですが、本人訴訟団(二十数名)は総会で訴訟の会から資金提供を受け活動を継続しているようです。

長くなってしまいましたが今回の状況を単なる「仲間割れ」と判断されている方が多いことと思われませんが

実態は

【原発メーカー訴訟の原告募集に応じた原告及び意気に感じて無償で対応いただいている弁護士団】と

【原発メーカー訴訟以外の活動をしたい 原発メーカー訴訟の提案者+その賛同者十数名】との意見対立ですが

単純な活動方針の違いではなく、原告募集に応じて集まった原告及び弁護士にしてみれば

募集要領と違う事を主にした活動を強引に推し進める事務局の姿勢を目の当たりにして、詐欺に直面したような心境で、

とても容認できる状況ではなかった事をご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上